

菓子の箱、ティッシュの箱、郵便物、封筒、メモ用紙などの雑紙はPTA又は古紙回収に出しましょう。

雑紙は、可燃ごみに出すのではなく、A4用紙が入る程度の使用済み封筒などに入れて、古紙類の中に入れて、PTA回収又は町の月1回の古紙回収に出していただくようお願いいたします。

(個人情報記載されていることなどで、焼却する必要のある紙までお願いするものではありません。)

メリット

- ・ 各家庭の可燃用ごみ袋の使用枚数を少なくできます。
- ・ (可燃用ごみ袋(大) 25円/袋) 雑紙が古紙資源となることで、PTA又は町の収入となります。
- ・ (古紙の収入 約4千円/トン) 焼却しないので町が鳥取市に支払っている費用がその分だけ不要となります。
- ・ (焼却費 約2万円/トン)

実践家庭からの意見

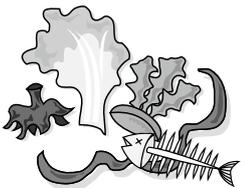
「ごみ袋がなかなかいっぱいにならず、感覚的には、可燃ごみを出す回数が半分になりました。」

デメリット

・ 日々の仕分けが煩雑となる。
(出来る限りで結構です。続けられる範囲内でご協力願います。)

「ごみ」情報

平成22年度は21年度に比べて、可燃ごみの排出量が1人当たり2kg減少(169kg↓167kg)しました。また、生ごみ対策として従来から購入費の補助を行っているコンポストに加えて、今年度から家庭用生ごみ処理機・水切り容器の購入費補助を行っています。家庭用生ごみ処理機の補助申請は4件(H23・4・28現在)ありますが、皆さんの申請をお待ちしています。(助成予定数60基)



上下水道料金の減免について

町では、高齢者や障がいのある方にも、安心して住み続けていただくために、水道料金や下水道使用料の一部を昨年に引き続き減免します。対象と思われる世帯には6月初旬に申請書を送付しますので、6月末日までに環境水道課まで提出願います。

【対象料金】

水道料金、公共下水道料金、集落・個別排水施設利用料金

【減免額】

基本料金の半額

○水道料金 341円/月

○公共下水道料金、集落・個別排水施設利用料金 525円/月

【減免期間】

平成23年7月分から平成24年6月分まで

【要件】

※全て満たすことが必要です。

①平成23年1月1日現在で岩美町内に住民登録されている世帯(生活保護世帯を除く)

②上下水道料金、下水道負担金等の未納がない

③平成23年度6月1日現在で平成23年度町民税の非課税世帯であり、下記の高齢者世帯又は障がい者世帯(生活保護世帯を除く)

町民税非課税世帯

高齢者世帯

(同居しているにもかかわらず世帯分離している場合は除きます。)平成23年4月1日現在で、75歳以上のみの世帯

障がい者世帯

平成23年4月1日現在で、次の手帳の交付を受けている方が属する世帯

- ・ 身体障害者手帳1級又は2級
- ・ 療育手帳(A)
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級判定



問い合わせ先

環境水道課

☎73-1567